

小樽市雪対策基本計画策定

第4回 分科会資料



※歩道除雪作業の状況
(歩道に積もった雪を、小型除雪機で車道側の雪山へ積上げる作業)

令和元年 1 1 月

小樽市雪対策基本計画策分科会 (第4回資料)

1	生活道路の排雪支援	… 1
	(1) 他都市の事例	… 1
	(2) 生活道路の排雪支援の方向性	… 2
2	地域で支え合う雪対策	… 3
	(1) 協働の取組	… 3
	(2) 福祉除雪等	… 5

1 生活道路の排雪支援

(1) 他都市の事例

北海道内での生活道路における排雪支援の状況は、表1-1のとおりとなっています。

生活道路の排雪支援については、地域によって様々ですが、作業主体は町会等の団体が多く、市が助成金等で費用を負担する場合には、負担する費用に上限値を設定しています。

市が負担する費用は、全体の25%~80%と幅のある状況となっています。

いずれの場合も、道路以外の雪の排雪（屋根、駐車場等）は対象外となっています。

参考までに、本市の貸出ダンプ制度の費用分担割合を算出すると、表1-2に示すとおり、概ね市が60%となっています。

表1-1 生活道路の排雪支援

	制度名称	利用回数	作業主体	市の負担等	市道	私道 (公道)
小樽市	貸出ダンプ制度	2回	町会等団体	地域：積込費用、安全管理費用 市：運搬費(ダンプトラック運転手付)	○	○
A市	パートナーシップ排雪制度	1回	行政	市負担額=実際の排雪費用-地域支払額(定額)	○	×
	市民助成トラック制度	1回	町会等団体	地域：積込費用、安全管理費用 市：運搬費(ダンプトラック運転手付)	○	○
B市	自治会排雪	1回	町会等団体	地域：積込費用、安全管理費用 市：運搬費(ダンプトラック運転手付) ロータリ車(運転手別)	○	×
C市	パートナーシップ排雪	1回	町会等団体	市と町内会は、要した費用の半額をそれぞれ負担 ※市の負担上限 38万円/km、市道のみ	○	×
D市	排雪補助事業	1回	町会等団体	市と町内会は、要した費用の半額をそれぞれ負担 ※市の負担上限 60万円/km	○	×
E市	町内会排雪補助	2回	町会等団体	道路延長概ね100m以上 排雪事業費の4/5を市が負担	○	×
	私道の除排雪補助	-	町会等団体	概ね5戸以上の団体 除排雪事業費の1/4を補助	×	○
F市	排雪用ダンプ支援事業	3回	町会等団体	地域：小型除雪機、手作業による作業を前提 市：運搬費	○	○
G市	市道の排雪助成事業	-	町会等団体	道路延長が概ね100m以上 排雪費用の50%以内	○	×
H市	市道の排雪費用助成	3回	町会等団体	排雪延長が連続して50m以上 排雪費用の3/10	○	×
I市	ダンプトラック無料貸出	-	町会等団体	地域：積込費用、安全管理費用 市：運搬費(ダンプトラック運転手付)	○	○

北海道内自治体ホームページ記載内容から作成

- ・生活道路の排雪支援は、作業による支援と助成金による負担の2種類。
- ・助成の率としては、3/10、1/2、4/5、km当り単価等、様々である。
- ・私道路の排雪支援は、対象外としている例も見受けられる。

表1-2

貸出ダンプ制度の負担額、割合について

(千円)

年度	項目	地域負担額	公費負担額	計
H28		44,414	69,840	114,254
		38.9%	61.1%	100%
H29		44,799	70,803	115,602
		38.8%	61.2%	100%
H30		32,220	51,433	83,653
		38.5%	61.5%	100%

※「地域負担額」は、利用団体の領収書額を集計したもの

第3回分科会資料から再掲

(2) 生活道路の排雪支援の方向性

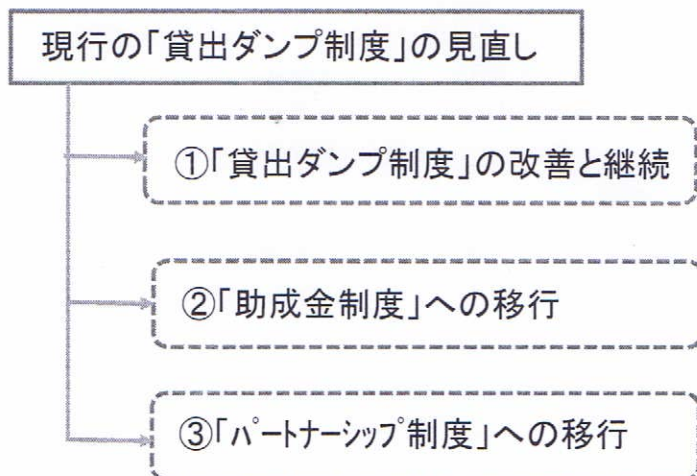
生活道路の排雪作業を支援する「貸出ダンプ制度」の抜本的な見直しについては、協働の取組として、図1-1に示す3つの選択肢を考えています。
 一つ目は、現行制度の改善と継続（公費負担額に上限値を設定等）、
 二つ目は、町会等の団体が事業主体となる「助成金制度への移行」、
 三つ目は、市が事業主体となる「パートナーシップ制度への移行」です。
 表1-3に、現行の「貸出ダンプ制度」の見直しについて、各選択肢の比較表を提示します。

表1-3 現行の「貸出ダンプ」の見直し

方向性	作業主体	メリット	デメリット等
貸出ダンプ制度の改善と継続	町会等団体	① 昭和54年から実施されており、制度の運用に当たっては、作業形態について住民理解が得やすい。	① 積込作業が町会等団体、運搬作業を市が行うため、契約者が違うので、現場施工管理、特に安全管理（交通誘導員の配置等）に不安
		② 町会等が積込業者を選定するため、地域に密着した（地域の事情に詳しい）民間企業の参入が容易	② 実費精算となるため、市の予算の執行管理が難しい。
助成金制度への移行	町会等団体	① 一連の作業の契約者が町会等団体となるため、施工業者の現場作業管理（安全管理等）が容易	① 市が助成する費用に、上限値（1/2等）を設定することになり、住民側の負担が増える場合もある。
		② 助成金の上限値が設定されるため、予算の執行管理が容易	② 過度な価格競争が発生すると、安全管理等の現場管理がないがしろにされる心配がある。
		③ 町会等が業者を選定するため、地域に密着した（地域の事情に詳しい）民間企業の参入が容易	
パートナーシップ制度への移行	市	① 一連の作業を市が行うため、現場作業管理（安全管理等）が容易	① 住民側が負担する費用に、上限値（km当り単価等）を設定することになり、市側の負担が増える場合もある。
			② 市側の作業体制が組めない可能性がある。（人員、除雪機械の台数に限りがあるため、再委託禁止条項の緩和が必要）
			③ 生活道路の排雪作業に対する町会等団体の自主性が損なわれる可能性がある。

図1-1 【参考】 今後の方向

※第3回分科会資料から再掲示



2 地域で支え合う雪対策

(1) 協働の取組

行政だけの取組には限界がありますので、今後の雪対策を考える上で、地域で支え合う協働の取組が重要と考えています。

その総括的なイメージを図2-1に示します。

「市民、町内会等」、「小樽市社会福祉協議会」、「除雪ボランティア団体等」、「市役所」の4者の連携・協力が必要と考えています。表2-1に現状の取組と今後の方向性案を一覧にしています。

特に、町会支援員の活用については、町会支援員を含む市役所職員が住んでいる地域、町会の活動に参加する「きっかけ」となることを期待しています。

図2-1

◆協働の取組(総括イメージ図)

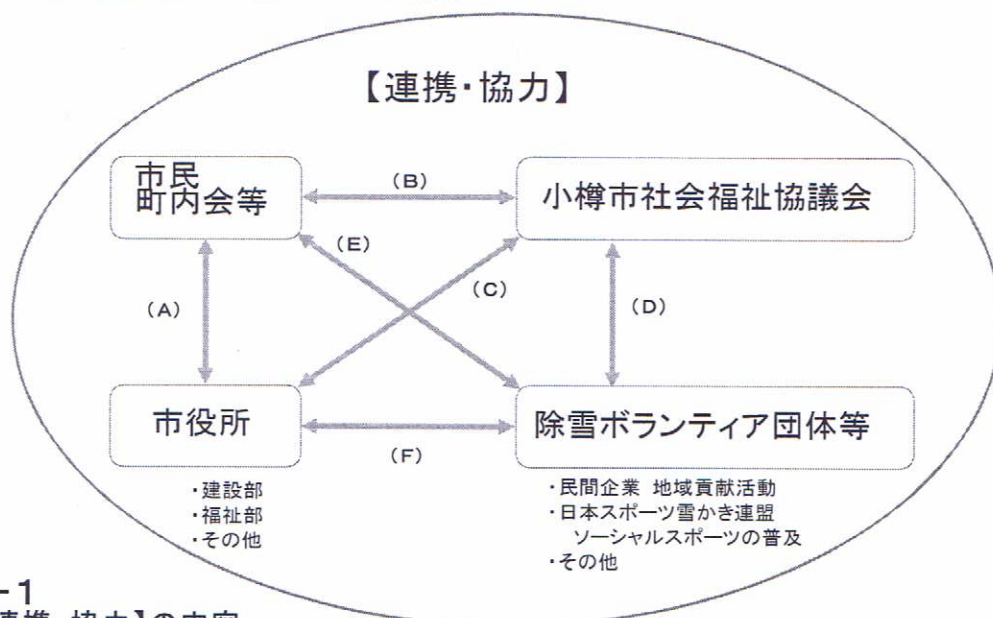


表2-1

【連携・協力】の内容

	現状の取組	今後の方向性(案)
(A)	- 貸出ダンプ制度の実施 - 砂まきボランティアの実施 - ロードヒーティング整備の助成金(歩道) - 置き雪除雪(福祉除雪)の実施	- 貸出ダンプ制度の改善と継続 - 助成金制度への移行 - パートナーシップへの移行 - 砂まきボランティア 町会等団体への配達 - 小型除雪機の購入等支援 - 雪押場、雪置場の確保 情報共有等 - 町会支援員の活用 - ロードヒーティング整備の助成金(歩道) - 置き雪除雪(福祉除雪)の実施
(B)	- 歳末たすけあい義援金(福祉除雪サービス事業の財源) - 屋根雪下し助成事業の実施(市からの補助金) - 福祉除雪サービス事業(玄関先から公道までの除雪等)	継続
(C)	- 置き雪除雪(福祉除雪)の情報共有 - 屋根雪下ろし助成事業への補助金	継続
(D)	除雪ボランティア体制と人員確保(無償) ※福祉除雪サービス事業	- 除雪ボランティア講座の開催 - 有償ボランティア制度の導入
(E)	- 除雪ボランティア活動 - 国際スポーツ雪かき選手権の開催	継続
(F)	情報共有等	継続

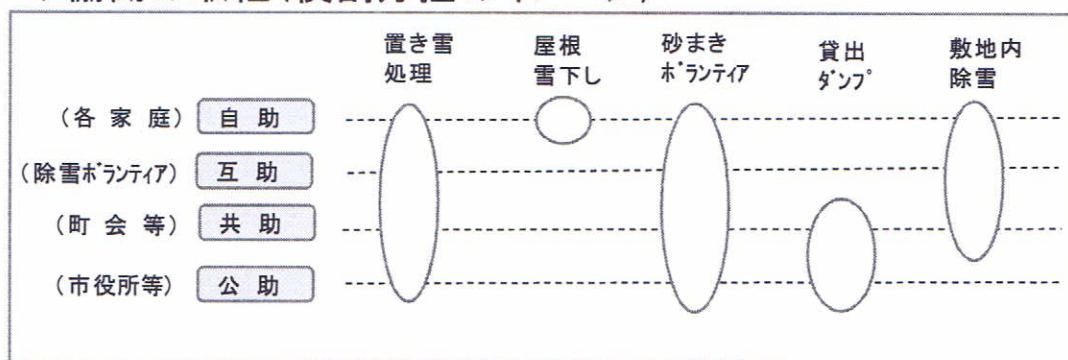
雪対策における協働の取組について、「自助、互助、共助、公助」の4種類に分類してみました。図2-3に協働の取組（役割分担）を示しています。

今後、地域で支え合う仕組みを構築していくため、自助・互助・共助・公助の連携と協力がより一層求められていくものと考えております。

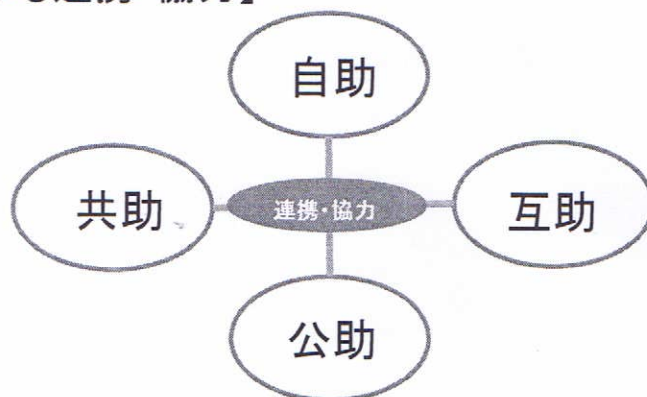
- ①自助（じじょ）：各家庭で行う除排雪作業
敷地内の除排雪、屋根の雪下し
置き雪処理（共助の一環としても捉えることができる）
- ②互助（ごじょ）：除雪ボランティア組織等の活動
民間企業の地域貢献による除雪作業
除雪ボランティア（個人）の活動
置き雪処理
- ③共助（きょうじょ）：町会等団体の活動
貸出ダンプ制度、砂まきボランティア
置き雪処理
※近助（きんじょ）：近隣住民による除雪支援、助合等
- ④公助（こうじょ）：市など公的機関の活動、助成、支援
福祉除雪サービス等の社会福祉協議会の活動
貸出ダンプ制度、砂まきボランティアの支援
雪対策に関わる事業の助成金の負担

図2-2

◆協働の取組（役割分担のイメージ）



【役割分担による連携・協力】



(2) 福祉除雪等

福祉除雪サービスは、玄関から公道までの幅1m程度の除雪等を行うものですが、その実施回数の推移を表2-2、図2-3に、ボランティア登録数の推移を表2-3に示します。

この事業の財源は、歳末たすけあい共同募金となっており、市民、町会等の皆さんの善意がこの活動を支えています。

さらに、除雪ボランティア登録数に注目すると、平成30年度は5団体、個人登録が4人となっております。

社会福祉協議会では、「除雪ボランティア講座」を新たな取組として開催するなど、除雪ボランティア登録数の確保に努めています。

表2-2 福祉除雪実施回数の推移 (回)

	H26	H27	H28	H29	H30
除雪ボランティア	63	31	31	29	40
社会福祉協議会(職員)	74	64	98	148	95
業者委託	38	26	56	34	19
計	175	121	185	211	154

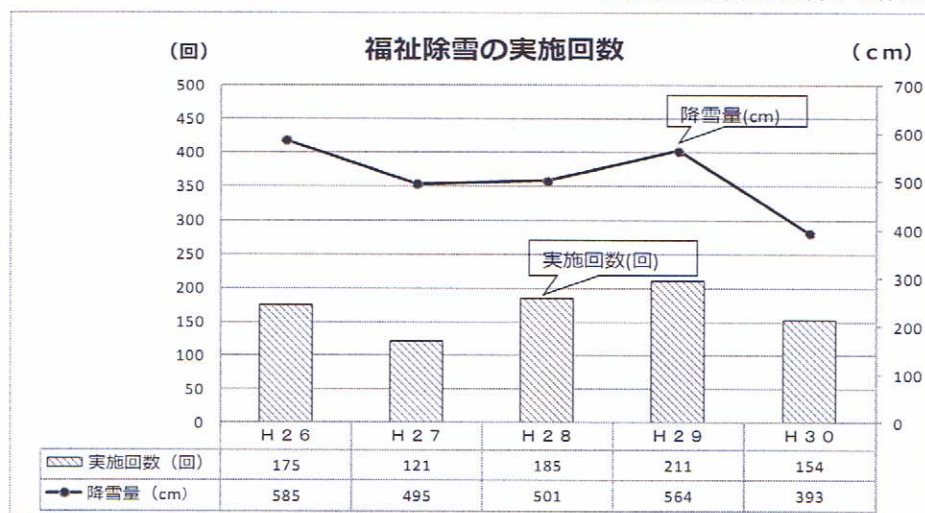
社会福祉協議会資料から作成

表2-3 除雪ボランティア登録数

	H26	H27	H28	H29	H30
団体数	8	6	6	6	5
個人(人)	1	6	2	3	4

社会福祉協議会資料から作成

図2-3



課題① 除雪ボランティアの確保

福祉除雪を持続可能なものとするためには、除雪ボランティアの登録数を増やす必要があるものと考えています。

・取組①(案) 除雪ボランティアのPR活動

「除雪ボランティア講座」の開催など、PR活動を行う。

・取組②(案) 有償ボランティアの導入

現在、除雪ボランティアは無償での活動となっておりますが、将来的には有償による活動形態を検討。

・取組③(案) 町会等との連携と協力

除雪ボランティア活動における各地域の拠点として、町会館の駐車場等を使用したいことなど。

問い合わせ先

〒048-2672 小樽市塩谷2丁目10番5号

建設部 建設事業室 雪対策計画担当

TEL0134-26-0205 FAX0134-26-4469

E-mail kensetu-jigyo@city.otaru.lg.jp